平成２３年（フ）第２３７６号
福岡市中央区平尾３丁目12番８号
債務者　山口　勝弘
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４１２号
福岡市博多区月隈１丁目20番26―201号
債務者　川鍋　　忍
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３０号
福岡県小郡市三沢4383番地５　ハミングＡ103号
債務者　山口　恵子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５４号
大分県玖珠郡九重町大字引治1179番地
債務者　堀　　一孝
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５９号
大分県日田市中津江村栃野1107番地１
債務者　松野みどり
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１２４号
鹿児島県薩摩川内市永利町1046番地３　グランヒルズ永利106号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮里町500番地８
債務者　富園　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
鹿児島県薩摩川内市永利町1046番地３　グランヒルズ永利106号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮里町500番地８
債務者　富園　美香
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
沖縄県中頭郡西原町字与那城364番地の１Ａ－３
債務者　山里　正太
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９６号
北海道苫小牧市字勇払50番地の17　幸福荘１号
債務者　相田　浩子（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０１１号
仙台市太白区西中田７丁目14番３号　アメニティ菅井Ⅰ―103
債務者　佐藤　留美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３０号
宮城県多賀城市高橋１丁目４番27号　鈴信荘Ｂ－３
債務者　熊谷　江美（旧姓本郷）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４９号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目39番15号
債務者　和田　真樹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５５号
仙台市宮城野区原町４丁目１番25号　プリンスコート原町202
債務者　佐々木京子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
三重県名張市梅が丘北２番町85番地、住民票上の住所三重県名張市梅が丘北５番町118番地
債務者　緒方　照夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１４６３号
京都市山科区大塚中溝町72―４科塚マンション301号、住民票上の住所京都市山科区北花山横田町16番地６
債務者　上本　秩子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２２号
京都市伏見区御堂前町621、住民票上の住所京都市伏見区瀬戸物町724番地
債務者　ビスタドウエこと　川田　克也
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５３号
京都市中京区壬生東淵田町５番地
債務者　大西　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係